

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

地震災害に際して、市長（本部長）が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については「災害救助法」の適用を受ける。国の災害対策として知事が行う救助のうち、市長（本部長）に委任された事項については市長（本部長）がこれを実施し、被災した市民の保護と社会秩序の保全を図る。

1 実施責任者

「災害救助法」の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。

知事から委任された事項については、市長（本部長）が実施責任者となり応急救助活動を実施する。

2 災害救助法の適用基準

この適用基準は、「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条」に定めるところに基づくものである。市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合であって、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに災害救助法を適用する。

具体的な適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上に達するとき。
- (2) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本市の区域の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本市で多数の世帯の住家が滅失したとき（多数とは上記の(1)又は(2)の数に達しなくても良いが、被害の態様・周囲の状況により大阪府が判断する）。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

なお、被害の程度については、被害状況等報告基準による。

4 災害救助法の適用手続

- (1) 市長（本部長）は、本市における災害による被害の程度が、前記2の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに法の適用について協議する。
- (2) 市長（本部長）は、前記2の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

次に掲げる救助種類のうち(1)～(10)は、その職権の一部をあらかじめ知事から市長（本部長）に委任されている。

また、(11)から(13)の救助の実施についても、災害の態様に応じ災害発生の都度市長（本部長）に委任されることがある。なお、委任を受けた市長（本部長）は委任された救助の実施責任者となる。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索
- (9) 死体の処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (11) 応急仮設住宅の供与
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理
- (13) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

6 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「大阪府災害救助法施行細則」に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第2節 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設

市域内において、地震災害が発生し、その災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

1 実施担当

避難所開設班（住民センター）、教育総務班（小・中学校）は、地震災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、本部長の指示（命令）に基づき市民の安全を図るために避難所の開設等を行う。

各施設管理者は、市長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設管理者に連絡する。

イ 市長は、避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容に当たる。

ウ 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉南警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ア) 開設の日時及び場所

(イ) 収容状況及び収容人員

(ロ) 開設期間の見込み

(ハ) 避難対象地区名

エ 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長することができる。

(2) 避難所の収容対象者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 自己の住家の被害には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害により、現に被害を受けるおそれがあり、避難命令の出された者

エ 避難指示が発せられないが、緊急に避難することが必要である者

*表 避難所一覧表【2-100～101頁参照】

3 福祉避難所の開設等

- (1) 市は要介護高齢者、障害者等の二次的な避難収容を行うため、福祉避難所として老人福祉センターを開設する。
- (2) 福祉避難所が不足する場合は、他の社会福祉施設管理者に協力を依頼し、これを福祉避難所として開設し、又は要介護高齢者、障害者等の二次的な避難収容を行う。
また、必要に応じ、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (3) 要介護高齢者、障害者等の二次的な避難収容が困難な場合は、府、近隣市町等に協力を要請する。
- (4) 避難収容にあたっては、要介護高齢者、障害者等の意思を尊重し、かつプライバシーの保護に留意し、これを行う。

4 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の避難所設置のための費用は、巻末資料9に定めるとおりである。

第2 避難所の管理・運営

1 避難者の収容

- ア 避難所責任者は避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても誘導し、収容する。
- イ 避難所責任者は、避難者の収容をしたときは、別に定める避難所収容者名簿を作成する。
- ウ 避難所責任者は被災者の収容に当たり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。

*様式 避難所収容者名簿【巻末様式9 参照】

2 避難所の管理

- ア 避難所責任者は、施設の管理者、警察官、赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所の管理を行う。
- イ 避難所責任者は、日報により収容状況を総務班に報告する。
- ウ 避難所における救助実施の記録を避難所が閉鎖されるまで別に定める救助実施記録日計表を作成する。
- エ 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線移動系等により直ちに総務班に報告する。
 - (ア) 被災者の収容を開始したとき。
 - (イ) 収容者全部が退出又は転出したとき。
 - (ウ) 収容者が死亡したとき。
 - (エ) 避難所に悪疫が発生したとき。
 - (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- オ 避難所責任者は、自宅又は縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。

*様式 避難所状況報告書【巻末様式8 参照】

3 避難者の他地区への移送

- ア 市長は、避難者の生命、身体保護のため、移送を必要とするときは、市保有の車両又は借上げ車両により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては泉南警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の警戒等の措置を要請する。
- イ 市長は、被災地域が広域にわたり、市域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ、自己の能力では処理できない場合は知事に応援を要請する。

第3節 生活救援活動

第1 給水活動

地震災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

1 実施担当

本部長の指示により、給水班は水道部災害対策隊を設置し、応急給水計画を樹立し、消防署及び関係機関の協力を求め、飲料水を確保し、被災者へ飲料水の供給を行うが、被害規模が甚大で市の能力を越える場合は、周辺市町村又は大阪府へ応援を要請する。

また、市は市域（近隣市町域）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、大阪府水道震災対策中央本部と給水活動等に必要な情報の収集等連携を図る。

2 給水対象者

地震災害のため水道施設等が被災し、又は飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

3 給水活動

(1) 飲料水の確保

飲料に適した水の確保については、次の方法によって行う。

- ア 市水道施設が破損し機能停止した場合は、府営水道からの安心給水栓により応急給水を行う。
- イ 府営水道からの受水ができない場合は、貯水容量等を考慮して、近隣市町村の応援を求め、時間給水等の臨機の措置をとる。

(2) 給水計画

- ア 特別給水：市全域において、計画の想定目標規模の給水を行う。
- イ 地区給水：特定の地区において上述の規模に達しない程度の給水を行う。
復旧給水期間は災害発生の日から28日以内程度とし、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を実施する。

(3) 想定給水目標

災害発生から（目標）		
3 日間	3 リットル/人	生命維持用水
7 日目	3～20 リットル/人	簡単な炊事等
14 日目	20～100 リットル/人	3日に一度の風呂、洗濯
28 日目	100～250 リットル/人	災害前とほぼ同水準

(4) 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

ア 給水方法

- (ア) 拠点給水：指定避難所、公園等特定の場所で給水する。
- (イ) 搬送給水：給水タンク車等により給水する。
- (ウ) 仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により仮設共用栓をつくり供給する。
- (エ) 給水用資機材による給水：市の保有する給水用資機材として、ビニール袋等を被災者に配布し、給水を行う。

イ 給水時間

原則として日没までとするが、必要により早朝、夜間等の時間帯の配慮して給水する。

その具体的な方法については、市の広報車や防災行政無線を通じて市民に周知する。

ウ 給水の優先順位

給食施設、病院、社会福祉施設、指定避難所等緊急度の高い施設を優先する。

(5) 留意事項

ア 応急給水を実施したときは、応急給水日計表を作成する。

イ 災害時には、水は飲料水だけでなく、初期消火にも重要な役割を果たすことを考え、各防災関係機関はもちろんのこと、市民一人一人においても常に必要最小限度の水の備蓄を励行するよう協力を要請する。

*様式 応急給水日計表【巻末様式 11 参照】

4 給水場所及び給水用資機材

(1) 給水場所

表 給水場所一覧表

番号	場所	貯水量 (m ³)	番号	場所	貯水量 (m ³)
1	緑ヶ丘配水池	565	9	シーサイド貝掛	90
2	石田配水池	4,000	10	山中配水池	240
3	鳥取配水池	4,000	11	さつき台配水池	1,000
4	坂紀配水池	800	12	東部中区配水池	1,000
5	光陽台配水池	500	13	西部第2低区配水池	2,000
6	西部高区配水池	2,000	14	箱作高区配水池	1,064
7	桑畑配水池	42	15	箱作中区配水池	1,376
8	万葉台高架水槽	110	16	箱作低区配水池	2,531

(平成17年4月1日現在)

(2) 給水用資機材

表 給水用資機材一覧表

名称	形状・寸法	数量	備考
広報自動車		5台	放送連絡用
給水タンク	1m ³	2台	
	2m ³	1台	
貨物自動車		5台	容器運搬用
給水用ポリ容器	18リットル	50個	
ホースその他附属品		1式	
発電機	可搬式	1式	2,300W, 100V
水中ポンプ	0.5m ³ /分	1式	

(平成17年4月1日現在)

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

なお、災害救助法の対象となるものは、飲料水の給水についてであって、水道施設の応急復旧は原則として対象とはならない。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第2 食料の供給

地震災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食料品の販売機構等も一時的に混乱し食料品の購入も思うようにならず、日常の食事に支障をきたすため、必要な食糧等を支給し一時的に被災者及び応急対策要員の食生活を保護する。

1 実施担当

本部長の指示により、物資調達班、給食班、都市整備班が実施する。

2 給与対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水等であって、そのために炊事のできない者
- (3) 被災したため、供給機関が通常の配給を行うことができないので、その機関を通じないで、供給を行う必要がある場合
- (4) 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者（「災害救助法」の対象ではない）

3 食料の調達

(1) 重要物資等の確保

市保有の重要物資は、次のとおりである。

表 重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量

物 資	目 標 量	保 有 量
アルファ化米等	1,944 (食)	1,944 (食)
高齢用食	39 (食)	39 (食)
粉ミルク	20 (人・日)	20 (人・日)

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(2) 調達する食料

災害時において市が調達する食料は次のとおりである。

ア アルファ化米、精米、乾パン等

市内米穀業者から購入するとともに、災害救助法が適用された場合は、速やかに大阪府へ要請して供給を受けるが、供給方法その他については「本節第2の5 災害救助法が適用された場合の措置」によるものとする。

イ 牛乳、粉乳

できる限り市内の小売販売業者から調達するが、それで賅えない場合は、大阪府知事調達あっせんの依頼をするものとする。調達依頼先は次のとおりである。

表 粉乳取扱業者一覧表

業者名	所在地	電話
明治乳業(株)関西支社	大阪市北区天満橋 1-8-30	06-6881-5315
森永乳業(株)神戸支社	神戸市東灘区深江浜町 34-1	078-453-5111
雪印乳業(株)近畿支店	大阪市北区梅田 2 丁目 6-20	06-6133-3665

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

ウ インスタント食品その他

インスタント食品等については、市内スーパーマーケット及び食料品店にあらかじめ協力を依頼し、調達を図る。

4 食料の供給

(1) り災者に対する食料供給については、避難所毎の必要量を算定した上で、まず、市の備蓄しているものから自治会等の協力を得て、避難所やその周辺の適当な場所で実施する。

ア 炊出し給食は、避難所内又はその近隣の学校給食場を利用し、給食業務を円滑に実施する。

イ 災害の規模、状況等により適宜炊飯にかえ、パン、牛乳又はインスタント食品等による給食を実施する。

この場合は、品目、数量等を明らかにし、り災者間に不公平が生じないよう適切に実施しなければならない。

ウ 乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

エ その他炊出し給食等について必要な事は、災害の状況等に応じ、そのつど市民部長が定める。

オ 給食班は、り災者に対する給食を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、総務班へ報告する。

*様式 物資の給与状況表【巻末様式 10 参照】

(2) 食料の炊出しは、学校給食センター等も用いて行うが、燃料の確保については、市内の燃料業者に要請する。

(3) 災害従事者に対する給食は、人事班において(1)アに準じて行い、その実施に当たっては給食班との連結を密に行う。

(4) 食品の確保、調達ができないとき、又は炊出しができないときは、大阪府及び周辺市町村に応援を要請する。

(5) 炊出し及び供給の基準等

炊出し及び供給の対象者、支出限度、期間等は、災害救助法に定められた基準に準じて行う。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) アルファ化米、高齢者用食等の応急供給方法

本部長は、原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量のアルファ化米等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

(2) 米穀及び乾パン、漬物の応急供給方法

本部長は、災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の精米等の購入が困難である場合に、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づいて政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米を調達するが、その概要は次のとおりである。

ア 緊急引渡しの対象者

(ア)被災者

(イ)災害救助従事者

イ 引渡し品目

(ア)米穀（精米又は玄米）

(イ)乾パン

(ウ)漬物

ウ 引渡し数量

緊急引渡しを行う数量は、次のとおりである。

区分	品目	米 穀	乾パン	漬物
被災者供給用		精米 1人1食当たり 200g 又は 玄米 1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者供給用		精米 1人1食当たり 300g 又は 玄米 1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g

エ 引渡し場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う引渡し場所、引渡し品目及び引渡しを受ける者の区分は次表のとおりである。

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
知事と市長の連絡ができる場合	大阪府中部広域防災拠点	乾パン	知事又は市長
	大阪府の指定する場所	精米、漬物	市長
交通、通信の途絶等のため知事と市長との連絡がつかない場合	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫(大阪府中部広域防災拠点を除く。)	玄米	市長
	漬物保管者倉庫	漬物	

オ 引渡し手続き

政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米の緊急引渡しの手続きは次のとおりであるが、詳細は大阪府災害救助用食料緊急引渡要領によるものとする。

(ア) 知事と市長の連絡ができる場合

a 乾パン

(a)引き渡し場所

大阪府中部広域防災拠点

(b)引渡し手順

- ・市長は知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・知事は引渡し数量を決定する。
- ・知事は近畿農政局大阪農政事務所長に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・知事は近畿農政局大阪農政事務所長の指示に従い市長へ引渡す。

b 精米（流通在庫米）

(a)引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b)引渡し手順

- ・市長は知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・知事は引渡し数量を決定する。
- ・知事は米穀卸売業者に対して供給の要請を行う。
- ・米穀卸売業者は市長へ引渡す。
- ・米穀卸売業者は知事へ供給報告を行う。

c 漬物

(a)引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b)引渡し手順

- ・市長が知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・知事は引渡し数量を決定する。
- ・知事は漬物保管者に対して供給の要請を行う。
- ・漬物保管者は市長へ引渡す。
- ・漬物保管者は知事へ供給報告を行う。

(イ) 交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡ができない場合

（市長が(ア)による引渡しを受けることができない場合）

a 玄米（農林水産省指定倉庫等の在庫米）

(a)引渡し場所

農林水産省指定倉庫等

(b)引渡し手順

- ・市長は近畿農政局大阪農政事務所長等に対して緊急引渡し要請を行う

- ・支所長等は市長へ引渡す。
- ・市長は知事に対して引取報告を行う。

b 漬物

(a) 引渡し場所

漬物保管者倉庫

(b) 引渡し手順

- ・市長は漬物保管者等に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・漬物保管者等は市長へ引渡す。
- ・市長は知事に対して引取報告を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

第3 生活必需品等の供給

地震災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難なものに対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施担当

本部長の指示により、物資調達班、都市整備班が実施する。

2 給与又は貸与の対象者及び品目

(1) 対象者

- ア 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- エ 食器（茶わん、皿、箸等）
- オ 保育用品（ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク その他

3 調達及び配分方法

(1) 生活必需品の調達方法

上記の生活必需品の内、市で備蓄している品目と数量については、市備蓄物資一覧表【2-111 頁参照】のとおりである。

不足する品目等については、市内のスーパー等業者から災害の規模に応じて必要な生活必需品の調達を行う。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、大阪府に対し物資の調達あっせんを要請する他、周辺市町村に応援を要請する。

(2) 配分の方法

ア 生活必需品の配分は、それぞれ世帯構成人数に応じて配分する。なお、この配分に当たっては、自治会等の協力を得て行う。

イ リ災者に対する生活必需品の給(貸)与を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、総務班へ報告する。

* 様式 物資の給与状況表【巻末様式10 参照】

(3) 義援物資

災害の義援物資等が市に送られてきたときは、とりあえず市の施設に一括保管し、その品目別に分類、整理して、配分する。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

また、原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の生活必需品等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

第4 義援金品の配分

寄託されている義援金品が、り災者の生活に適切に役立つよう、義援金品の受付、保管場所、輸送方法等についてあらかじめ定めるとともに、迅速かつ確実に配分する。

1 義援金の受付け、保管

市あてに寄託された義援金は、会計班において受付け、これらを保管する。

2 義援金の配分

- (1) 義援金の配分方法については、府等関係する機関が協議して決定する。
- (2) 市は、府、日本赤十字社から配分を委託された義援金を配分する。

3 義援物資の受入れ、保管等

- (1) 義援物資については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。
- (2) 市あてに寄託された義援物資は、物資調達班において受付け、これらを受領する。
- (3) 義援物資は、速やかに仕分けを行って保管場所を定め一時保管する。鮮度を要求されるものは、保管に留意し早期配分に回す。

4 義援物資の配分及び輸送

- (1) 義援物資の配分については、公平な配分を行うことを第一義とするが、速やかな配分を助案する。
- (2) 数量に限りがあるなどで不公平が生じる場合は、被害の大きい人、災害時要援護者等に優先して配分する。
- (3) 義援物資の輸送は、都市整備班が中心となり、自治会、日本赤十字社、阪南市社会福祉協議会等の民間協力団体の協力を得て実施する。

第5 応急教育等

地震災害が発生した場合は、児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害により、教育施設の被害や児童・生徒が被災した場合には、児童・生徒に対する応急教育、学用品の給与、文教施設の応急復旧等を実施する。

1 実施担当

- (1) 市立小中学校・幼稚園等の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育総務班及び指導班が行う。
- (2) 市立保育所の応急保育の応急復旧対策は、福祉班が行う。
- (3) 災害に対する各学校・幼稚園などの措置に着いては、学校長・園長が具体的な応急対策をたてる。
- (4) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、本部長は知事の補助機関として行う。

2 学校長の措置

(1) 災害時の措置

地震災害発生時及び緊急時復旧時については、次に示す3～7の措置をとる。

(2) 被災報告

学校長は、災害発生後速やかに、次の事項について教育総務班に報告する。

- ア 児童・生徒の被災状況
- イ 学校施設・備品等の被災状況
- ウ その他教育施設の被災状況

3 児童・生徒等の保護

(1) 児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど臨機の措置をとる。

ア 授業開始後にあつては、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添って帰宅させる等の措置をとる。

ただし、保護者が不在の者又は住居地域に危険のおそれのあるものは、学校等において保護する。

イ 二次災害が予想され、登校前などに休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童・生徒等に連絡する。

ウ 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで見合わせる。

エ 学校長は、地震、洪水等で校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。

オ 学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を指導班に報告する。

カ 学校長は、災害の規模、児童・生徒・教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育総務班に連絡する。

また、学校長は、災害対策に協力し、校舎・施設などの管理に必要な教職員を確保して、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全

ア 教育施設及び備品等の被害を最小限に留めるため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等の予想される事故に対して万全を期す。

イ 文教施設が被災した場合は、教育総務班は必要最小限の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。

なお、この場合、被害の事実及びその状況を写真撮影等により記録する。

(3) 教職員の体制

応急教育の実施にあたっては、市教育委員会において、状況等を取りまとめの上、必要があれば、速やかに府教育委員会と協議、調整を図り、必要な措置を講じる。

4 応急教育の実施

文教施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は次のとおりとする。

なお、学校教育が平常に復帰するまでの間、学校長は毎日午前9時現在の応急教育状況を指導班に報告する。

(1) 応急教育実施予定場所

校舎の全部又は大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。

また、校舎の一部が使用できないときは、特別教室、講堂、体育館等を利用し、必要により二部授業を実施する。

なお、前記の措置について学校長は指導班と協議し、その決定事項は教職員、児童・生徒及び地域住民に周知徹底を図る。

(2) 授業時数の確保

ア 災害による休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、学力低下を防止する。

イ 長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は各地区の小組織に区分して応急教育を実施する。逐次教育施設の復旧に伴い、集団を統合して授業の継続を図る。

(3) 児童・生徒の健康保持

被災地区の児童・生徒に対しては、被災状況により臨時健康診断、検便等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示・援助により、必要な措置をとる。

5 就学等に関する措置

学校長は、被災により就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童生徒に対して援助又は救護を行うよう、教育総務班を通じて大阪府教育委員会へ要請する。

6 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 学用品等の給与

学用品等の給与に関する品目・対象者・期間・費用の限度額については、災害救助法に定められた基準に準じる日学校長は被災児童生徒の教科書・学用品等の被害状況を直ちに調査し、その結果を指導班に報告する。

ア 給与品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

イ 給与対象者

住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品等を滅失又は棄損した者

ウ 調達方法

調査集計に基づき、学用品購入（配分）計画表を作成し、発行者・供給業者に連絡の上、必要な教科書、学用品等を調達する。

*様式 学用品購入（配分）計画表【巻末様式 20 参照】

エ 支給方法及び報告

(ア) 被災状況別・小中学校別に1人当りの配分計画表（調達する場合の購入計画表を兼ねる）を作成し、これによって配分する。

(イ) 教科書、学用品などを給与した場合、学用品の給与状況、その他関係書類を作成して、総務班に報告する。

*様式 学用品の給与状況【巻末様式 21 参照】

(2) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料 9 参照】

7 給食に関する措置

給食施設の被災により完全給食の実施が困難な場合は、可能な範囲で給食パンを確保するなど応急措置を実施し、学校給食はできる限り継続実施するように努める。ただし、次のような事情が発生した場合には、一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊出しに学校給食施設を使用したとき。
- (2) 給食施設の全部又は一部が被災して給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の調達が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が諸般の事情により不可能なとき。
- (6) 給食の実施が適当でないと認められるとき。

なお、給食再開に当たっては、衛生管理には十分な注意が必要である。

8 幼稚園の措置

幼稚園についても、上記の計画に準じて園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

(1) 幼稚園児等の保護

地震災害が発生した時は、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては必ず教職員が付き添って、保護者等に直接引き渡す。

(2) 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

(3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、隣接幼稚園との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を確保する。

(4) 園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・援助を受ける。

9 保育所（園）の措置

保育所及び保育園についても、上記の計画にほぼ準じて保育園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

(1) 保育園児等の保護

地震災害が発生した時は、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては、施設内で保護者等に直接引き渡す。

(2) 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

(3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、隣接保育所との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を確保する。

(4) 保育園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・援助を受ける。

10 文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は被害状況を調査して生涯学習推進班に報告する。生涯学習推進班は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議の上、その所有者（管理責任者）に対し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第6 応急仮設住宅の建設等

災害救助法が適用された場合で、住宅が滅失又は破損した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理できない者に対し、一時的に居住の安定を図る。

1 実施担当

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、知事が自らの責任で行うのが原則であるが、本部長に委任された場合は、土木班が次の要領で行う。

2 対象者等

(1) 応急仮設住宅の供与

- ア 住家が全焼、全壊又は滅失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これに関して例示すれば、次のとおりである。

- (ア) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 上記に準じる経済的弱者

(2) 入居者の選考方法

入居者の選考に当たっては、民生委員等の協力を得て被災者の資力その他条件を十分調査し、知事の委任を受けて本部長が実施する。

(3) 応急仮設住宅の建設戸数・規模・費用の限度額・供与期間等については、「災害救助法」の定める基準による。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

(4) 住宅の応急修理

応急修理の対象者は、上記の応急仮設住宅の供与対象者と同様である。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 建設予定地の選択方法・基準

応急仮設住宅の敷地は、できるかぎり集団的に建築できるよう次の事項に留意して、関係機関に協力を求め、適当な場所を選定するものとする。

- ア 飲料水の確保が可能で、安全でかつ保健衛生上好ましいこと。
- イ 交通、教育、り災者生業の利便性があること。

(2) 建設用資機材及び業者の確保

応急住宅の建設に当たっては、阪南建設業協同組合等に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけで対応できない場合は、隣接市町村や大阪府に応援を要請する。

4 応急仮設住宅建設予定地

災害により、被災者等に対して住宅を建設する必要が生じた場合に備え、次の施設を応急仮設住宅建設の予定地とする。

施設名	所在地	面積	建設必要戸数	必要面積
中央運動広場	阪南市光陽台 1-17-24	11,880 m ²	30	1,500 m ²

*必要戸数必要面積については、府の地震被害想定調査結果を参考とした阪南市の被害想定をもとに算出したもの

5 住宅の応急修理等

地震災害により住家が半焼・半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力ではその住家の応急修理ができない場合に、次の要領で実施する。

- (1) 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。
- (2) 修理の戸数は、半焼、半壊世帯数の3割以内とする。
- (3) 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。
- (4) 修理する住宅の選定については、本部長が行う。
- (5) 公営住宅の被害に関しては、「公営住宅法（昭和26年法律第193号）」に基づき、それぞれの管理者において速やかに復旧修理を行って、居住の安定を図る。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

6 公共住宅への一時入居

市及び大阪府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第7 災害警備活動

地震災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、泉南警察署、岸和田海上保安署は関係機関と密接な連携のもと不法事案の予防警戒、各種犯罪の取締り、検挙を行う。

1 犯罪の予防対策

人心の不安、物資不足等に伴う犯罪及び集団的事案を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 自主防犯についての注意指導、警告広報
- (2) 避難地、食糧等救助物資の集積所、その他警戒対象における警戒警備
- (3) 警戒警ら活動の強化
- (4) 臨時交番、検問所等の設置
- (5) 非常警戒、一斉取締り、その他防犯警戒
- (6) 暴利行為その他生活安定関係事犯の取締り
- (7) その他防犯情報の収集とその分析検討による犯罪の予防・取締り対策の実施

2 流言飛語の防止対策

流言飛語の防止、解消のため、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する的確な情報の収集と活発な広報活動による人心の不安の除去
- (2) 人心の不安を助長するようなデマ情報の取締り

3 保安対策

公共の安全維持、危害、災害の防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 銃砲刀剣類及び火薬類の所持違反等の取締り強化
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第26条の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬又は携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

4 海上警備対策

海上の災害から府民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防、取締り
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

第4節 交通関連等活動

第1 緊急交通規制

震災時において府公安委員会、府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

1 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び泉南警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

表 交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道管 路理 者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	災害対策基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項
警察署長		道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。	道路交通法第5条第1項
警察官		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の破壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合。	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

大阪府公安委員会、大阪府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由を相互に通知する。

3 府公安委員会、府警察による交通規制

(1) 大災害発生直後の交通規制

- ア 大災害により道路交通が途絶した場合は、府県境において、他府県から府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じて、規制区域の増減等必要な措置を講じる。
- イ 交通規制点においては、パトカー等を重点に配置するとともに、状況に応じて立て看板、柵等を使用して規制の実効を期す。
- ウ 交通規制区域においては、走行中の車両を規制区域外又は道路外に誘導し、緊急通行車両の通行路及び避難路を確保する。
- エ 主要幹線道路及び避難路等において、緊急通行車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を近くの公園、空地等に可能な限り収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

(2) 交通安全の施設の機能確保

大災害による信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他異常の発見に努め、早期回復の措置を講じるとともに、信号機に異常のある交差点では、必要により手信号等による交通整理を実施する。

(3) 緊急通行確保の交通規制

災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急輸送車両（知事又は公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じる。

4 道路管理者の交通規制

- (1) 震災時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。
- (3) 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

6 岸和田海上保安署による海上交通の制限等

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全と秩序の維持のため必要があると認める場合は、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船舶等の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡視等により周知する。

第2 障害物除去

市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、土石、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

1 道路・河川障害物の除去対策

(1) 道路の実施担当

地震災害時の障害物により道路の通行に支障をきたす場合、国道については国土交通省が、府道については大阪府が、市道については土木班がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

(2) 河川の実施担当

河川に流木等が氾濫した場合は、河川の管理者である、大阪府及び土木班がそれぞれ管轄の部分について障害物の除去を行う。

2 住宅関係障害物の除去対策

(1) 実施担当

本部長の指示により土木班が住宅関係障害物を除去する。

(2) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営み得ない者、又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所等のような場所のみを対象とする。

イ 住家は、半壊又は床上浸水した者を対象とし、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ない者に限り対象とする。

3 その他の障害物の除去対策

電柱及び架線については、西日本電信電話(株)、関西電力(株)、西日本旅客鉄道(株)、南海電鉄(株)の責任の下に除去・処理し、また、建設中の現場工作物については請負業者が適切に処置する。

4 道路障害物除去の方法

(1) 障害物の除去の優先順位

地震災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じて市の組織労力、機械器具等を使用し、かつ土木建設業者の協力を得て迅速に実施する。

除去の優先順位は、次のとおりである。

ア 市民の生命安全を確保するための重要な市内道路（避難路）

イ 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線をはる道路）

ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急交通路）

エ その他災害応急対策活動上で重要な道路

(2) 資機材の確保

市は、資機材が不足したときは市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や大阪府に応援を要請する。

(3) 障害物の集積場所

地震災害で発生した障害物等のうちで廃棄するものについては、除去の実施責任者が管理する遊休地やごみ捨て場等を利用し、その他の公有地についても協力を得て一時的に集積し、その後処理する。

ア 時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適切な場所

イ 保管するものについては、その対象とする工作物に適した場所

5 河川関係障害物除去の方法

河川管理者は、河川における障害物をその状況に応じて最善の方法で除去し、除去した障害物を交通の障害にならない場所に一時的に集積する。

6 住宅関係障害物除去の方法

(1) 住宅関係の障害物の除去については、道路等の障害物の除去と同様に実施するが、必要最低限度の日常生活が営める状態にまで除去する。

(2) 期間及び費用の限度額等については、災害救助法の基準による。

(3) 住宅関係障害物を除去したときは、救助実施記録日計表（様式5）を作成して、生活環境班に報告する。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合、障害物の除去のうち、住居及びその周辺に運ばれた障害物の除去については災害救助法の対象となる。

その場合の範囲、対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

第5節 環境衛生活動

市及び関係機関は、被災地域における感染症を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、清掃・し尿処理等の必要な清掃活動を行う。

第1 防疫活動

1 実施担当

感染症その他の悪疫の伝播を未然に防止するため、救護班が機を失することなく防疫対策を実施する。

なお、災害の状況によっては、本市のみでこれを実施することが困難な場合、大阪府及び泉佐野保健所に協力を要請する。

2 防疫組織

- (1) 感染症予防委員を設置し、円滑な防疫活動を実施する。
- (2) 被災地における感染症の発生を予防するため、泉佐野保健所の協力を得て防疫組織を編成するものとし、災害の状況によって適宜に増員するものとする。
- (3) 必要に応じ、府及び日赤等へも応援を要請し、十分な防疫活動の体制を確保する。

3 清潔措置・消毒措置の実施

浸水地域等の感染症が発生するおそれのある地域を重点的に消毒するとともに、ネズミ、蚊、ハエ等の駆除を行う。

(1) 消毒方法

- ア 機動消毒：動力噴霧機架載自動車による消毒
- イ 動力消毒：動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
- ウ 手押消毒：手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

(2) 消毒薬の配布

市赤十字奉仕団及び自治会、エイフボランタリーネットワーク阪南支部等の協力を得て、消毒薬を被災地域・世帯に配布するとともに、手指消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

(3) 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生管理の徹底を図る。

(4) 薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達する。

(5) 各世帯における消毒

浸水地区に対しては、自治会の協力を得て各戸に消毒剤を配布し、床及び壁の拭浄並びに便所及び手指の消毒の周知徹底を図るものとする。

4 家庭用水の供給

家庭用水による感染症の発生が見られる、又は予想される場合、家庭用水の使用禁止を周知徹底し、消毒措置を取るとともに、用水の供給を実施する。

5 臨時予防接種の実施

感染症の未然防止又は拡大防止のため、予防接種の種類、対象及び期間を定めて、泉佐野保健所、泉佐野泉南医師会等の協力のもと予防接種を実施する。

(1) 実施場所

市内住民センター、小中学校、公共施設、その他の適当な施設をその都度定める。

(2) 班の編成

1班：責任者1人、医師2人、看護師及び保健師3人、補助員2人 計8人

2班：同上

(3) 検病調査及び健康診断

これらの措置については知事が責任者となり、実施に際しては地域の関係機関が協力する。浸水・滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り数多く実施する。

(4) 器具、器材及び薬品の調達

器具及び器材については、状況に応じて泉佐野保健所等から借り上げる。

また、薬品については関係業者から購入するが、現品不足の場合は大阪府（環境衛生課）に斡旋を要請する。

6 感染症患者等に対する隔離収容措置

被災地に感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに患者の家及び周辺の消毒並びに隔離収容の措置をとる。また、感染症が発生すると予測される地域については、泉佐野保健所と緊密な連絡のもとに情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

(1) 隔離収容

原則として感染症棟に隔離するが、収容困難な場合あるいは満床の場合は、泉佐野保健所と協議の上、最寄りの公共施設を借用し、臨時の隔離施設を設けて収容する。

(2) 自宅隔離

原則として行わないが、隔離施設に収容措置を採ることのできない保菌者については、泉佐野保健所と協議の上、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。

(3) 患者輸送の方法

感染症患者等の隔離収容を要する者の輸送は、感染症患者輸送車又は市民病院の車両等により実施する。

7 衛生教育及び広報活動

感染症の予防方法、防疫薬品の使用方法等をパンフレット、広報車等により周知を図り、注意を喚起する。

8 被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を行う。

ウ 経過観察中の在宅療養者や災害時要援護者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置し、また、精神科夜間診療体制を確保する。

9 必要資機材の備蓄調達

平常備蓄している資機材のほか、必要に応じ関係業者から購入するものとするが、現品不足の場合は府に斡旋を依頼する。

第2 清掃活動

1 実施担当

被災地はごみ及び汚物等が多く発生するため、生活環境班及び清掃班は迅速適切に清掃業務を実施し、環境浄化を図る。

なお、災害の状況によっては、本市のみでこれを実施することが困難な場合、大阪府及び周辺市町村に応援を求める。

2 ごみ処理

作業が効果的に行えるよう現有清掃車両及び人員を投入し、避難所を中心に被災地のごみの迅速な収集を行うとともに、本市だけで処理できない場合は、府を通じて他市町の応援を求める。

(1) 収集の方法

分別収集実施に努める。

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 収集車両

市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

エ 収集範囲

被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。

オ 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

カ 集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、自治会長等と連絡の上、他の場所に臨時集積場を選定する。その場合、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、臨時集積場における衛生状態を保つ。

キ 自主搬入

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、原則として市民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。

(2) 処理の方法

ア 処理施設

市が所有する処理施設で処理するが、必要に応じて衛生上支障のない方法で処理する。

イ 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、災害対策本部に連絡報告する。

ウ 倒壊（焼失）家屋からの廃物等

原則として、り災者自らが処分するが、り災者自らによる処分が困難な場合は、市が処理する。

エ 埋立処分地の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみを中心となるので、最終処分場までの処理ルート確保を図る。

3 し尿処理

災害の規模及び状況に即応し、時期を失することなく収集業者に依頼して行うものとする。

(1) 収集の方法

ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。

イ し尿処理場の被害調査を行い、処理場を早急に復旧する。

ウ 収集車両

許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

エ 収集範囲

汲み取り範囲は、指定避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

オ 容器の配布等

汲み取り車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

カ 汲み取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として、便槽内容の2割～3割程度を汲み取り、とりあえず各戸の便所の使用を可能にする。

キ 被害が甚大で本市のみでは処理することが困難な場合は、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

(2) 処理の方法

処理施設として、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

(3) 仮設便所の設置

ア 設置検討

避難所をはじめ被災地域における仮設便所の必要数を把握し、高齢者、障害者に配慮しつつ速やかに仮設便所を設置する。

イ 設置場所は、地下浸透の防止等、立地条件を考慮して設置する。

ウ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生を保つ。

エ 撤去の際は、消毒をした後に埋め戻す。

4 瓦礫処理

(1) 初期対応

- ア 瓦礫の発生量を把握する。
- イ 大量に瓦礫が発生しているときは、長期間にわたって仮置きが可能な場所を確保する。
- ウ 瓦礫の選別・保管・消却等、最終処分までの処理ルート of 確保を図る。

(2) 処理

- ア 瓦礫処理については、危険なもの、通行上支障があるもの等から、優先的に除去し、搬出する。
- イ 瓦礫は、処理量を少なくしリサイクルを図るため、適正な分別・処理・処分を行い、可能な限り木材、金属、コンクリート等の再利用に努める。
- ウ 瓦礫に混在するアスベスト等有害な物質の回収、処理にあたっては、作業者及び地域住民の健康管理・安全管理に十分配慮する。併せて、地域の環境汚染の未然防止に努める。
- エ 仮保管場所、処理能力、環境衛生等、市の能力だけでは瓦礫処理が効果的に進行しないときは、必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

表 清掃関係施設及び車両

〔処理施設〕

名 称	所在地	処理能力等	種 類	電 話
市立し尿貯溜槽	下出 413-1	200 キロリットル	し尿	71-7350
泉南清掃事務組合	尾崎町 532	フェルト式 190t/24	じん芥	84-0581

〔ごみ収集車両〕

車 種	積載量(t)	台 数	用 途
プレス圧縮型(2t 車)	2.00	12	一般収集用
プレス圧縮型(3.5t 車)	2.25	2	一般収集用
プレス圧縮型(4t 車)	2.00	1	一般収集用
軽四輪車	0.35	4	一般収集用
軽四リフト車	0.35	1	冷蔵庫等運搬
合 計		20	

第3 遺体の捜索・処理・埋葬

地震災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬等について、府及び関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処置することにより人心の安定を図る。

1 実施担当

生活環境班は、地震災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬について、消防組合、消防団、泉南警察署、岸和田海上保安署等の協力を得て迅速に実施する。

2 遺体の捜索・処理・収容

(1) 遺体の捜索

地震災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

ア 行方不明の状態になってから相当（災害発生後、3日経過）の時間を経過した場合

イ 地震災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、潰滅したような場合

ウ 行方不明になった者が、重度の身体障害者又は重病人であった場合

エ 地震災害発生後、ごく短期間に引き続き当該地域に二次災害が発生したような場合遺体の捜索は、消防組合、消防団、泉南警察署、岸和田海上保安署等の協力を得て行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

また、行方不明者が多数ある場合は、災害対策本部等に受付所を設置して受付・手配・処理の円滑化を図る。

本市だけでは捜索の実施が困難な場合や、遺体の流出などにより他市町村に漂着していると考えられるときは、大阪府及び周辺市町村の応援を要請する。

(2) 遺体の収容

ア 遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については泉南警察署や自治会等の協力を得て実施する。

イ 遺体の身元が判明している場合は、本部長に連絡の上、原則として遺族、親族等の引取り人に遺体を引き渡す。

身元不明の遺体については遺品、性別、推定年齢、特徴等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、泉南警察署、その他関係機関に連絡の上、身元調査に努める。

ウ 遺体の検視・検案・身元確認のため、又は死亡者が多数のため、短時間に埋葬することは困難である場合は、市内の公共施設や寺院等に遺体収容所を設置する。

(3) 遺体の処理

ア 市は、地震災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱して、遺体の埋葬を行うための洗浄、消毒の処置、遺体の一時保存などができない場合に、これら遺体の処理を実施する。

イ 警察官が発見した遺体又は警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検案（見分）を経て、見分調書を作成したのち処理を行う。

ウ 遺体の検索は、遺体の処理として医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、泉佐野泉南医師会の応援を求めて実施する。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬は、市長の許可により原則として火葬により実施する。

(2) 市は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

(3) 遺体の火葬方法は、遺体及び火葬許可証を火葬場へ移送し、火葬台帳に記入の上火葬に付す。

(4) 身元が判明しない遺体については、警察その他関係機関に連絡した後に、火葬に付して焼骨し、遺骨、遺品等を市又は適当な施設で保管する。

(5) 市内における火葬場は次のとおりである。

表 火葬場の状況

名称	能力	所在地	電話番号
市立火葬場	炉数 4 基	下出 409	72-0010

4 期間・費用・記録

(1) 期間及び費用の限度額等については、「災害救助法」の基準に準拠する。

(2) 生活環境班は、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬を実施したときは、その他必要書類を作成する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

第6節 福祉活動

市及び大阪府は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、適切な処置を行う。

実施担当

本部長の指示により、福祉班が実施する。

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、府が示す指針に基づき、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市及び大阪府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市及び大阪府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市及び大阪府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

市及び大阪府は、被災により、居宅、避難所等で生活できない要援護高齢者、障害者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への

避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 支援要請

被害規模が大きく、被災した要援護者の支援に市の力の及ばない状況が生じた場合は、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設等への入所について、大阪府又は近隣市町に要請する。

第7節 社会秩序の維持

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的・生活の安定確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、他市町村、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第8節 公共施設等応急対策

公共施設等の管理者は、地震災害によりその施設等に被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

第1 市有施設

市が所有する施設及び物品（市有財産）が、地震災害により被害を受けた場合における応急対策は、別に定めるもののほか、この計画による。

1 実施担当

地震災害時における市有施設の管理及び応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

また、地震災害時における市有物品の管理は、実質上の物品出納担当者（出納員）が行い、その応急対策は所管出納命令者が行う。

2 予防措置

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、地震災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、関係職員を配置し適宜の補強その他の処置をし、施設等の被害の予防軽減に努める。

なお、物品についても被災のおそれがあるときは、安全な場所へ移動させる等の措置を実施する。

3 応急復旧措置

応急対策の実施者は、地震災害により財産に被害を受け、そのまま放置することは財産の維持管理上又は業務運営確保上支障があり緊急に応急措置を要するものがあるときは、総務班に連絡する。総務班は土木班に通報し、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

また、物品についても被災後直ちに、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に則して適宜の処置をする。

4 被害の報告

各施設の長は、地震災害により財産に被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、それぞれ災害対策本部の関係各班に報告するとともに、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表等を作成し、総務班に提出する。

第2 社会福祉施設

厚生労働省所管に係る生活保護施設、児童福祉施設、身体障害者援護施設、国民健康保健施設その他施設復旧費補助が予定される社会福祉施設の対策は、次のとおりである。

1 実施担当

各施設管理者は、施設が地震災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、又は施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

2 被害の報告

各施設経営者は、地震災害により施設に被害があった場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を福祉班に報告する。

なお、国及び府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について、写真撮影及び記録を行い、保管する。

第3 医療衛生施設

1 公共医療施設

(1) 実施担当

阪南市立病院は、施設が地震災害により被害を受けた場合は、とりあえず診療継続又は施設の維持保全上必要な程度の応急措置を行う。

(2) 被害の報告

地震災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を災害対策本部に報告する。

2 清掃施設

(1) 実施担当

清掃班は、施設が地震災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、又は施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

(2) 被害の報告

地震災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を総務班に報告する。

第4 土木施設

1 実施担当

土木班は、地震災害により市有土木施設が被害を受け被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施上必要なときは、速やかに実情に則した方法により応急的な復旧を行う。

2 被害の報告

地震災害により市有土木施設が被害を受けた場合は、速やかに被害調査を実施し、被害状況を総務班に報告する。

なお、国及び府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録を行い、保管する。

第5 農業用施設等

1 実施担当

土木班は、地震災害により被害を受けた農地及び農業用施設を早急に処理しないと被害が拡大するおそれがあるとき、又は農林水産施設等が被害を受け、そのまま放置することは施設の維持管理上問題があるときは、一般の復旧事業に先立って応急復旧を行う。ただし、施設管理者等においてその実施が困難なときは、関係機関の応援協力を得て実施する。

2 被害の報告

地震災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を総務班に報告する。

第9節 ライフライン関係地震災害応急対策

震災におけるライフライン関係施設の応急対策は、次の計画の他「第3編第2章第11節」に準じる。

第1 電気通信

<西日本電信電話(株)大阪支店>

災害時に通信施設が被災し、又は被災するおそれがあるとき、西日本電信電話(株)は、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策計画を定めて万全を期す。

全ての通信を円滑化する走めの応急措置等は、概ね下記のとおり実施するとともに、被害状況及び応急措置の状況は、災害対策本部に連絡する。

1 応急措置

西日本電信電話(株)は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

2 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

3 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

4 災害用伝言ダイヤルの活用

災害によって電話が通じなくなったときのために、災害用伝言ダイヤルの活用を広報等により、住民に周知させる。

第2 電力

<関西電力(株)岸和田営業所>

電力施設に係わる二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を行い、供給機能を維持するものとする。この応急措置等は関西電力(株)の防災業務計画の定めるところにより実施し、市災害対策本部との連携を密にするものとする。

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

第3 ガス

<大阪ガス(株)導管事業部>

1 計画方針

ガス施設に災害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 応急対策の内容

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡強力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報の伝達

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合は、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救済措置要項」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、被害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ ガスによる二次被害を防止するため、マイコンメータにより一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 復旧用資機材置場、前進基地等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び前進基地用地が撃急に必要となった場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

ウ 災害時において復旧用資機材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係機関の災害対策本部に要請し、その確保を図る。

第4 上下水道

大地震により、上下水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するために次の対策を実施する。

1 上水道施設

(1) 受水及び配水施設

受水場及び各配水池の被害に対しては迅速に復旧を行い、受水機能の回復に努める。

(2) 送水ポンプ施設

送水ポンプ及び電気機械施設が浸水しないよう配慮する。また、被害を最小限に止めるよう配慮して停電事故に備える。

(3) 送水及び配水施設

ア 送水管の被害については迅速に復旧を行い、配水機能の回復に努める。

イ 配水管の被害については被害・配水実態やその他の状況を考慮し、上流より順次下流(管末)に向かって応急復旧を行う。

(4) 応急復旧資機材等の調達

ア 水又は配水工事の復旧工事に当たっては、所用機器保有の指定給水装置工事事業者の応援を求める。

イ 復旧に使用する資材、器具及び燃料等については上下水道部で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

2 下水道施設

(1) 管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、まず汚水及び雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の計画を策定する。

イ 拡張等工事施工中の箇所については、被害を最小限に止めるよう請負業者を指揮・監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を確保し整備しておく。

(2) ポンプ場

ポンプ場の災害応急対策は、給水班で計画を策定し、実施する。

(3) 応急復旧資機材等の調達

復旧に使用する資材、器具及び燃料等については上下水道部で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

第5 鉄道

<西日本旅客鉄道(株)和泉砂川駅、南海電気鉄道(株)みさき公園駅>

地震発生時における被害を最小限に止め、旅客の安全を確保し、列車事故を予防するため、次の地震による規制を行う。

また地震災害時における路線及び軌道施設の保全を図り、交通、物資及び輸送などの円滑化に努めるための応急対策計画は、各路線及び軌道の管理者の有するそれぞれの災害対策計画によるものとする。

1 地震発生時の列車運転

列車の運転が危険であると認められる強い地震を感知したときは、列車の緊急停止手配を行う。震度5弱以上と判明したときは、列車の運転を中止する。

2 西日本旅客鉄道(株)の対策

JR 災害処理規程に基づき、事態に対処して、災害対策本部及び現地復旧本部は連絡を密にし必要な応急復旧作業を行うとともに、非常輸送の措置を講ずるものとする。

3 南海電気鉄道(株)の対策

市内の南海電気鉄道(株)の鉄道線において、地震災害等により多数の死傷者が生じたとき、又は列車の運行に多大の影響を及ぼす事態が発生したときは、「災害対策規程」「異常事態の警戒処理要綱」及び「防災運転取扱要綱」の定めるところにより対処するものとする。

その概要は次のとおりである。

(1) 災害対策本部の設置

災害発生時においては「災害対策規程」に定める基準に従い本社内に災害対策本部を、また、現地には現地本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括する。

(2) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通信については「災害対策規程」に定める連絡系統により、連絡施設（自動電話、沿線電話、列車無線、電力指令無線、その他）を有効活用して正確、迅速に行う。

(3) 非常召集体制

災害発生時においては、本社各部門、現業各駅ごとに定めている災害の状況に応じた動員体制をとるために必要な要員の非常召集を行う。

(4) 案内広報体制

旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧の見込み、その他必要な事項については正確な情報を提供し、

混乱の発生を防止する。

報道機関に対しては、広報担当者を定めて情報を提供する。

(5) 応急復旧体制

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画を策定し、速やかな復旧を図る。

(6) 代替輸送方

災害その他故障等で列車の運転が不能となり、長時間にわたり運転を休止するときは、「振替輸送の取扱方」に基づいて JR 阪和線に振替輸送を行う。

振替輸送区間は、南海線の通行不能区間にかわる相当区間とし、市内における接続駅は尾崎駅=和泉鳥取駅である。

第6 道路

国道、府道及び市道の管理者は、常に警察と協力して道路パトロールを強化し、道路、橋りょう等の危険な箇所を早期に発見するとともに、必要な交通の禁止制限などの規制措置を速やかに行い、輸送の確保及び一般交通の円滑を図り、災害箇所については、各所掌する機関において速やかに仮復旧の応急措置を講じる。

地震災害時には、安全かつ円滑な交通を確保するために、次の措置を速やかに講じる。

- 1 所管の道路の被害状況を点検等により速やかに把握し、関係機関へ連絡する。
- 2 道路上の車両、倒壊物、落下物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- 3 所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 4 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急のため、そのいとまがない場合は通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民等の安全確保のため必要な措置を講じて、事後速やかに通報する。

第10節 農水畜産物地震災害応急対策

関係機関は、地震災害時において農水畜産施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

第1 農業施設

- 1 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握する。被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- 2 被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡をとり、被災地全体を総合調整した応急対策を実施する。

第2 漁業施設

- 1 漁港の各施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急復旧措置を講ずる。
- 2 漁港を管理する大阪府に連絡し、その復旧措置について要請する。

第3 農作物

1 災害対策技術の指導

被害を最小限に止めるための技術指導等を、泉州地域改良普及センターの指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

2 水稻種子の確保、あっせん

必要に応じて水稻種子のあっせんを大阪府種子更新協議会に依頼し、これの確保を図る。

3 病虫害の防除

被災した農作物の各種病虫害の防除については、大阪府病虫害防除所の指導を仰ぐとともにその他関係機関と協力して実施する。

第4 畜産

- 1 伝染病の発生等については市は速やかに大阪府に連絡し、府の防疫計画に基づき府は必要な伝染病防疫対策を実施する。

- 2 伝染病発生畜舎の消毒については、府が時期、場所及び方法について指定し、実施する。

なお、伝染病発生に伴う必要消毒薬品は家畜の所有者または大阪府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、大阪府にあっせんを要請する。

- 3 飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。